

議案第7号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成25年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則について

1 規則の改正理由

就職できない者や低所得により奨学金の返還が困難な者が増加していることに対処するとともに、子育てしやすい環境の整備を図るため、返還猶予の対象範囲を拡充する。

2 規則案の概要

- (1) 奨学資金の返還猶予の対象に次に掲げる者を加える。
 - ア 高等学校等又は大学等を卒業後、就職できない者
 - イ 生活保護を受け、又はこれと同等の状況にある者
 - ウ 妊娠、出産又は育児を理由として休業した者
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

育英奨学資金の返還猶予対象

返還猶予を認める理由	猶予期間	備 考
別の学校・課程への進学	その事由が続いている期間	
留年等により正規の修業年限を超えて在学		
長期の復旧期間を要した災害	その事由が続いている期間 (1年ごとに申請)	
長期の療養期間を要した傷病		
生活保護の受給		
低所得（生活保護の受給と同程度）		拡充
産前休業・産後休業及び育児休業		拡充
失業中	1年ごとに申請 通算5年を限度	
新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職		拡充
その他真にやむを得ない事由があつて返還が困難		

※ 返還猶予対象の主な理由は鳥取県育英奨学資金貸与規則で規定し、上記の具体的な取り扱いについては、鳥取県育英奨学資金返還事務取扱要領で規定

※ ゴシック部分が今回の返還猶予対象拡充部分

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奨学資金の返還猶予)</p> <p>第12条 <u>教育委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学資金の返還を猶予することができる。</u></p> <p>(1) <u>高等学校等又は大学等を卒業後、教育長が定める他の学校又は課程に進学し、在学中であるとき。</u></p> <p>(2) <u>高等学校等又は大学等を卒業後、就職することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受け、又はこれと同等の状況にあるとき。</u></p> <p>(4) <u>妊娠、出産又は育児を理由として休業し、又は退職したとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、災害、傷病、失業その他やむを得ない理由により、奨学資金の返還が困難となったとき。</u></p> <p>2 返還猶予を受けようとする者は、鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書（別記様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(奨学資金の返還免除)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 返還免除を受けようとする者は、鳥取県育英奨学資金返還免除申請書（別記様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>別記様式第9号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">奨学生番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">出身学校名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 猶予期間 年 月 日より</p>	<p>(奨学資金の返還猶予)</p> <p>第12条 奨学生であった者が、<u>進学、災害、傷病、失業その他特別の理由により奨学資金の返還が困難になった場合は、相当の期間、その返還を猶予することができる。</u></p> <p>2 返還猶予を受けようとするときは、<u>連帯保証人及び保証人と連署のうえ鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書（別記様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(奨学資金の返還免除)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 返還免除を受けようとするときは、<u>連帯保証人及び保証人と連署した鳥取県育英奨学資金返還免除申請書（別記様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>別記様式第9号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書</p> <p style="text-align: center;">奨学生番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">出身学校名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 猶予期間 年 月 日より</p>

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

住 所

本人氏名 ㊞

鳥取県教育委員会 様

添付書類

1 略

2 未就職の場合は、求職受付票の写し等

3 生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書

4 略

5 失業による場合は、雇用保険受給資格証の写し等

6 その他の理由による場合は、その事実を証する市町村長又は民生委員の証明書その他教育委員会が適当と認める書類

別記様式第10号（第13条関係）

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

奨学生番号 第 号

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。

記

1 貸与総額	円
2 返還済額	円
3 返還免除を希望する額	円
4 理由	

年 月 日

住 所

相続人（本人との続柄 ）氏名 ㊞

鳥取県教育委員会 様
(注意) 略

年 月 日まで

2 理由

年 月 日

住 所

本人氏名 ㊞

住 所

連帯保証人氏名 ㊞

住 所

保 証 人 氏 名 ㊞

鳥取県教育委員会 様

添付書類

(1) 略

(2) 略

(3) その他の理由による場合は、その事実を証する市町村長又は民生委員の証明書

別記様式第10号（第13条関係）

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

奨学生番号 第 号

出身学校名

氏 名

次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。

記

1 貸与総額	円
2 返還済額	円
3 返還免除を希望する額	円
4 理由	

年 月 日

住 所

相続人（本人との続柄 ）氏名 ㊞

住 所

連帯保証人氏名 ㊞

住 所

保 証 人 氏 名 ㊞

鳥取県教育委員会 様
(注意) 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県育英奨学資金制度の概要

名 称	鳥取県育英奨学資金		＜参考＞ 日本学生支援機構 (大学等奨学金：無利息分)
	大学等奨学金	高等学校等奨学金	
概 要	昭和36年度から、県単独の事業として開始 申請はH23年度から在学採用を廃止し、予約採用のみ	平成14年度から開始 国庫補助や国からの制度移管分の交付金あり 申請は在学採用及び予約採用を実施	平成16年度に、日本育英会(昭和18年創立)の事業を統合し、日本学生支援機構が創立 申請は在学採用及び予約採用を実施
申請方法	高校等を通して申請	高校等(予約は中学等)を通して申請	大学等(予約は高校等)を通して申請
成績基準	学業成績の平均が3.0以上	なし	学業成績の平均が3.5以上
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大、専修学校(専門課程2年以上)に在学 ・県内に住所を有する者の子等 ・低所得世帯で経済的理由により修学が困難 ・性行が正しいこと ・他の奨学金と一部併給可 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、高等専門学校等に在学 ・県内に住所を有する者の子等 ・低所得世帯で経済的理由により修学が困難 ・性行が正しいこと ・他から同種類の奨学金を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、短大、専修学校(専門課程)、大学院等に在学 ・低所得世帯で経済的理由により修学が困難
H24年度貸与額(月額)	(自宅・自宅外通学の別なし) 国公立 45,000円 私立 54,000円	(自宅通学) 国公立 18,000円 私立 30,000円 (自宅外通学) 国公立 23,000円 私立 35,000円	(大学分：自宅通学) 国公立 45,000円 私立 54,000円 (大学分：自宅外) 国公立 51,000円 私立 64,000円 ※30,000円の選択可能
H24年度募集人員(新規採用枠)	大学・専修学校 240人	国公立(自宅) 487人 国公立(自宅外) 55人 私立(自宅) 263人 私立(自宅外) 30人 計 835人	H23新規採用実績 大学 88,275人 大学院 32,698人 高等専門学校 1,554人 専修学校 16,611人 計 139,138人 ※有利子分は323,099人
返還方法	20年以内・無利子 月賦、半年賦、一括	15年以内・無利子 月賦、半年賦、一括	20年以内・無利子 月賦、月賦・半年賦併用、一括
返還猶予	在学中、災害、傷病、失業中等	在学中、災害、傷病、失業中等	在学中、災害、傷病、失業中、未就職、経済困難、産休育休等
返還免除	借受者が死亡又は重度の障害のとき債務の全部又は一部を免除	借受者が死亡又は重度の障害のとき債務の全部又は一部を免除	借受者が死亡又は重度の障害のとき債務の全部又は一部を免除
国庫補助	<なし>	一部国庫補助1/2(H14~16) 一部交付金あり (日本学生支援機構)	財政融資資金等